

平成 30 年度第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成 30 年 12 月 6 日（木）10:00～12:00

場所：特別会議室

1．開会

（事務局）

開会に先立ち、定足数に関するご報告です。本日、7 名の委員に出席をいただいております。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第 6 条の規定による定足数 2 分の 1 以上の出席をいただいていることをご報告します。尚、亀山委員におかれましては、少し遅れてくるという連絡を受けておりますので、後ほど参加していただくこととなります。

それでは定刻になりましたので、平成 30 年度第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催致します。

私は、本日司会を務めさせていただきます県土整備部県土企画課の村上と申します。開会に当たりまして、県土整備部の山崎よりご挨拶を申し上げます。

2．県土整備部長挨拶

（山崎県土木整備部部長）

改めましておはようございます。ご挨拶をさせていただきます。本日はお忙しい中、第 2 回の公共事業評価監視委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。今年の方況を見ますと、前回もお話しさせていただいたのですが、7 月に西日本で豪雨があり、全国的にも大阪の地震があり、災害が本当に頻発をしていて、西日本豪雨では佐賀県においても、豪雨のため河川でも大きな氾濫がございましたし、道路もあちこちで冠水し大きな被害が出たと感じております。そういう中で、ようやく災害の査定をしまして、これからより本格的な訴えになっていくということになります。改めて、早急な執行に努めていきたいというふうに考えているところでございます。そういうところを見ますと、まだまだ社会資本の整備が必要だなということを改めて再認識したところです。そういうことも含めまして、予算の確保ということについても積極的に行っていきたいと考えています。

そういう中で、社会資本の整備とかは特にそうなんですけれども、昨年の女山トンネルに続きまして、今年 9 月には若木バイパスが開通いたしました。それから、先月ですけれども、有明海沿岸道路の六角川大橋の連結式を行いました。この橋の取付部分まで合わせますと 1km 近くあるんですけれども、ここが連結したということですね、目に見えて整備が進んだのかなということで、今後ともしっかりと推進に努めていきたいというふうに思っております。

話は変わりますが、前回、土木展を見ていただいたと思うのですが、これも開催期間中の来場者数は約 6 万 8 千人ということで、それから外で日頃の関係団体の方と一緒にイベントを開いていただいたのですが、これも合わせますと 7 万 2 千人ぐら

い、8万人弱の方に来ていただいたということで、普段なかなか目にしていられない土木について、少し土木の設計図、管理につきまして興味を持っていただけたらなということで、非常にどこの産業も同じなのですが、担い手不足と言ってですね、やはり興味を持っていただくということが将来の支援に繋がるというふうに思っています。そういう意味では少しは貢献できたかなというふうに思っているところでございます。

本日は、来年度の事業化に向けた公共事業の新規箇所評価の状況についてご報告を致します。県土整備部と農林水産部において来年度の事業の実施に値するものとして評価した事業等について予算編成の前のこの時期に委員の皆さま説明させていただくとともに、本日いただいた意見を今後の評価マニュアルの見直し、あるいは評価制度の改善に生かすということにより、公共事業がよりわかりやすく、透明性の高いものになると考えておりますので、本日は第三者の方にもしっかり見ていただきまして、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

山崎部長、ありがとうございました。それではまずお手元の資料について説明させていただきます。本日、説明させていただきます資料は、事前にお配りをさせていただいております資料の1から資料の4となります。それと資料1の前に、参考資料として公共事業新規評価の概要を記載したものを事前に配布させていただいております。資料1は、平成30年度の新規評価実施箇所の一覧になります。資料2は、公共事業新規評価個別地区の評価についての資料となります。資料3につきましては、整備系の事業に関する各事業課別の資料になっておりまして、3-1は農山漁村課、3-2が農地整備課、3-3は森林整備課、3-4は道路課、3-5が都市計画課、3-6が河川砂防課の所管する事業の資料となっております。最後の資料4につきましては、維持系の新規評価関係の資料となっております。以上が事前に配布をさせていただきました資料となります。それらに加えまして、本日机の上に資料を3部置かせてもらっております。まず議事次第ということで、本日の議事次第がA4の1枚、続きましてA4サイズの両面の1枚のもう1つ、これは事前に配布した資料の差し替えが必要となっている分がございまして、その差し替えの資料となります。差し替えるページと致しましては、資料3-4、道路課の資料の5,6ページということになります。資料3-4の道路課の5,6ページの1枚の差し替えをお願いしたいと思っております。それと最後に、右方に参考資料と書いて、A4のホッチキスで留めた資料が1つございます。これにつきましては、新規評価マニュアルの本日説明に関する部分の抜粋をしたものとなります。この資料は、資料2新規箇所別地区の評価について説明を致します時に、適宜ご参照いただきたいと思っております。資料の説明は以上となります。それと、お手元のマイクの取り扱いについてお願いですが、発言される際には必ず正面のボタンを押して、緑の点灯するようにした上で発言をお願いしたいと思っております。それでは、只今から議事に入りたいと思います。これから先は、委員長に進行していただく

ことになっております。伊藤委員長、よろしくお願いを致します。

(伊藤委員長)

皆様、おはようございます。委員の皆様、本日もご忌憚のないご意見よろしくお願い致します。先程、資料の方でもご説明ありましたように、議事次第、これに則って進めたいと思います。本日は報告事項のみとなります。まず、では 1 番目の新規評価実施箇所数一覧について、事務局の方からご説明をお願い致します。

3. 議題

報告事項

(1) 新規評価実施箇所一覧について

(熊崎県土企画課長)

はい、県土企画課課長の熊崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。着席のまま、失礼致します。私からは総括的な説明をさせていただきます。まず新規評価の概要について、簡単に説明をしたいと思います。参考資料という束ねた資料をお開きいただければと思います。佐賀県では公共事業につきまして、「新規評価」「再評価」「事後評価」ということで 3 段階の評価を行っております。この内本日は、新年度に予算化・事業化を予定している新規箇所の評価、「新規評価」でございますが、「新規評価」につきましては、委員の皆様事前に承認いただいた「新規評価マニュアル」に従い、土木事務所等の現地機関におきまして評価調書を作成し、県庁の本庁の各担当課、各担当部局におきまして評価会議を行った結果を評価監視委員会の委員様に報告をするという形で進めさせていただいております。

新規評価の結果、事業実施が妥当と判断されました事業箇所につきましては、今後優先度や国の予算の状況等を考慮の上、予算化の手続きを行い、県議会の承認を経て事業実施という流れとなりますけれども、予算編成や議会審議の過程におきまして、一部事業化を見送ることもございます。つきましては、本日の資料につきましては、取り扱いにおいてご留意をいただければと思います。また、予算化の状況につきましては新年度の委員会でご報告させていただくこととしております。

それでは資料の 2 ページをお開きください。新規評価対象事業ですけれども、大きく「整備系」と「維持系」に分かれております。「整備系」につきましては事業の目的等によりまして、更に 3 つに大きく区分されておまして、それぞれ書いておりますように、細かい事業区分に分かれております。新規評価マニュアルにつきましては、この最小区分の事業ごとに基本的には定めております。

資料の 3 ページをお開きください。併せて本日お配りしております新規評価マニュアルもご参照いただければと思います。

評価マニュアルの体系と言いますか、構造についてご説明致します。各事業のマニユア

ルは「位置付け」、「必要性・効果」、「実施環境」の3つの評価視点で構成をされております。この3つの評価視点は全ての事項に共通でございますが、その下にそれぞれの事業の特性に応じました評価項目、評価指標を定めておりまして、3つの評価視点がそれぞれが100点となるように配点をしております。

次4ページをお開きください。評価基準と判断基準についてご説明します。評価基準につきましては、各評価視点の合計点が80点以上の場合を「A」、60点以上80点未満を「B」、60点未満を「C」というふうにランク付けをし、最終的にABC評価の組み合わせによって、下の表の判断基準の通り、事業実施の可否を判断するということとしております。新規評価の概要については以上でございます。

続いて、資料の1をご覧ください。新規評価箇所数の一覧でございます。まず1ページの整備系でございますが、一番下の合計欄の通り、全体の150箇所について事業化の検討をし、この内32箇所が「BBB」以上の事業実施が妥当との評価となっております。尚、表の中程の農地整備課と下から2段目の2つめの都市計画課の事業につきましては「BBB」以上の評価となった事業はございませんでした。

裏面2ページが維持系でございます。維持系につきましては21箇所について事業化の検討をし、21箇所全てが「BBB」以上の評価となっております。この後、整備系の32箇所の中から代表事例と致しまして、資料2に掲載しております4つの事業箇所につきまして、それぞれ担当課からご説明をしたいと思っております。

その前に、事務局から1点ご報告がございます。昨年度の第2回目の委員会、丁度1年前の委員会となりますけれども、委員の皆様から道路事業の単位当たりの事業費がどれくらいなのか説明してほしいといったご意見をいただきました。事業費が高いのか、安いのかよく分からないという主旨だったかと思っております。

そこで過去5年間に自己評価を実施した箇所について、それぞれメートル当たりの単価を計算してみました。今回の新規箇所評価の参考としていただければと思っております。

道路事業につきましては、大きく分けますとバイパス事業、「バイパス整備」ですね、これは新しく道路を作る事業です。「道路改良・現道拡幅」これは既存の道路の見通しを良くしたり、拡幅、幅を広げたりする事業です。それから、「歩道・自歩道整備事業」、これは既存の道路に歩道や自転車歩行者道を整備する事業、それから「街路事業」、街路と言いますのは市街地の道路というふうにご理解いただければいいかと思えます。この4つに分けることができます。この区分ごとに金額を申し上げたいと思えます。

まず「バイパス整備」ですけれども、最小の一番安いところでメートル当たり約20万円、一番大きいところ、最大で約400万円、それから「道路改良・現道拡幅」につきましては最小で約20万円、最大で約510万円、それから「歩道・自歩道整備」は最小で約20万円、最大で約310万円、「街路事業」につきましては最小で約390万円、最大で約1,090万円という結果となっております。いずれも金額にかなりの幅がございました。また街路事業だけ金額が1けた違っておりますけれども、それ以外は1メートル当たり最低で約20万

円、最高で約 300 万円から約 500 万円程度ということが伺えました。

只今、申し上げました金額につきましては、総事業費を単純に工賃延長で割った金額でございまして、総事業費には工事費の他、測量・設計調査費や用地補償費等が含まれております。委員の皆様からは事業費の内訳を知りたいとのご意見もありましたので検討致しましたけれども、事業や工事を進めていく上で、この用地補償費につきましては個人情報と同じような慎重な取り扱いが必要と考えております。つきましては、これまでのように委員会において委員の皆様から個別にご質問いただいた場合に、その都度可能な範囲でお答えするという事で対応させていただきたいと思っております。事務局からは、以上でございます。

(伊藤委員長)

はい。ありがとうございます。最後にご説明がありました、用地、道路となる工事費これは最大値の 400 万円というのはもう用地取得費が大部分を占めている。いわゆる材料費とか、建設費、工事費ですね。或いは、基本的に 20 万円ぐらい、1 メートル当たりするということなのですね。かなり幅がありますけれども、これがまた東京にいきますと 400 万円で済まないようなメートル当たり、工事が沢山出てまいります。400 万円ですと、幅員が 10 メートルぐらいですと、坪 100 万円ぐらいのところがあったか、なかったかというそんな感じでしょうかね。大方頭の中で計算をしましたが。これまでの件でご質問等ございましたらお願い致します。よろしいですか。では、次の議題に進みたいと思っております。

(2) 公共事業新規評価個別地区の評価について

(伊藤委員長)

次は、報告事項 2 番目ですね、公共事業新規評価の個別地区の評価のご説明をお願いしたいと思っておりますが、最初はため池等整備事業になりますか。

・ため池等整備事業(変頭地区)【農山漁村課】

(下川農山漁村課長)

農林水産部の農山漁村課の下川でございます。ため池等整備事業についてご説明致します。座って説明させていただきます。資料の 1 ページでございます。事業概要でございますが、今回ご説明します地区は県営ため池等整備事業変頭地区、場所は有田町になります。事業の実施期間は平成 31 年度から平成 34 年度まで。総事業費が 6,400 万円となっております。事業の目的でございますが、このため池は下流の水田 12ha に農業用水を供給しているものでございますが、堤体は洗掘されて断面が不足している状態、それから法尻や底樋、堤防の一番下に水を放流する緊急的に放流するような底樋という部分がございますが、そういうところからの漏水が見られ、満水まで貯水できないような状況となっております。それに加えまして通常の農業用水を取水する施設が老朽化で破損しておりまして、大雨の

時に排水する洪水吐きも断面不足というような状態で、このままでは決壊の恐れもあるような状態となっております。万が一今決壊すれば、農地と、農業用の施設だけではなくて、その他、人家とか公共施設にも影響が考えられます。このようなことから、堤体、取水施設、洪水吐の改修を行いまして、災害を未然に防止することとしております。位置でございますが、先程申しましたように有田町で、有田町の役場の上流西側 500m に位置しているため池でございます。事業の概要ですが、ため池の諸元としましては、堤防の長さが 78 メートル、高さが 5 メートル、貯水量が 5,100 t となっております。先程、工期、事業費については説明しましたが、受益戸数が 41 戸、それから事業内容は堤体工、取水施設、洪水吐、法面保護工となっております。ため池整備事業は通常農水省の補助事業で行っております、農業農村整備事業につきましては、国、県以外にも地元負担として町、それから農家の方々の負担がございます。ここの地区の場合は、国が 55%、県が 30%、それから有田町が 13.2%、農家から 1.8%、徴収する予定となっております。右側の方の図面がこれがため池の平面図でございます、上の方の図面で上部に赤く着色しているところが堤体工の整備を行うものです。張りブロック等になってきます。それから下の方に赤いラインがあるところが、これが堤体の法尻、下流側の法尻はブロック積み等の構造物になってきます。その間が盛土等により整備するような計画でございます。それから現況の写真ですけど、これが水を落とした時の上の写真が堤体の全景、上流側から撮っております。段が付いたような状態になっておりまして、そういうところが洗掘されて堤体の断面が不足しているような状況でございます。それから左下が漏水状況ということで分かりにくい状況ですけど、土の構造物ですので漏水がゼロということはないのですけれども、基準以上の漏水が見られるということ。それから真ん中の写真が堤体の洗掘状況をアップで写したところでございます。右の写真が洪水吐の断面不足ということで、このような状況で、今の構造であれば少し断面が不足するということで、改修計画になっております。それから整備イメージとしまして、これが別地区、伊万里市で平成 26 年度に完成した地区でございますけど、整備前の状況がございまして整備後が右側の写真になって参ります。この地区の整備後はこういうふうな状況になって参ります。それから、後マニュアルに基づく評価内容ということ。まず、位置づけとしましては【100/100】ということで、A 評価、1 つ項目としましては、施策に関する方針ということで、農林水産部の「『食』と『農』の振興計画」というのを農林水産部では策定しておりますが、この中に位置づけられているということで【10/10】。それから、もう 1 つが防災計画、佐賀県の水防計画書に「警戒を要する施設」として位置づけられているということで【40/40】。続きまして農業の安定経営ということで、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られるということで【20/20】です。当地区、先程の受益面積 12ha は全て水田でございまして、その水源となっているということです。それから次が農地とか農業用水施設への被害防止、今回整備することによりまして、決壊等の防止によりまして、下流域の農地とか農業用施設等に被害が軽減されるということで【30/30】。以上効果としまして、位置づけに関しましては【100/100】

ということになっております。

続きまして、必要性和効果でございますが、先程申しましたように堤体からの漏水とか、それから施設の老朽化によりまして、規定の高さまで溜められないというようなことから、地域農業の発展の阻害要因となっております。今回整備することによりまして、そういう機能の回復が見込まれるということで【20/20】。それからもう一つ、機能が低下しております。維持管理費が増大しているというようなことで、先程も申し上げましたように満水まで溜められないというようなことで、こまめな管理が必要ということで、整備によりましてそういうことが解消されるということで【10/10】。それから、危険度の判定、先程漏水量の話をしてしまいましたが、ここは漏水量が毎秒 1.5 リットル以上、それから堤体の変形率、これが 5%以上ということで、一応 3 段階の評価になっておりますが、真ん中のところに該当するということで【15/20】。それから主要施設の老朽度ということで、築造または改修後 40 年を経過している、老朽化が激しいということで【10/10】ですけれども、ため池自体の築造年代が不明で、恐らく江戸時代の辺りの築造ではないかと思えますけれども、築造が 100 年以上というようなこと、漏水が著しいということで取水施設も一部が壊れているというようなことで【10/10】というようなことになっております。もちろん、築造後に地元の方方で小規模な補修というのを行われていたかと思えますが、大規模な補修というものは行われていないというようなことがございます。それから、二次被害の防止または軽減ということで、先程農地とか農業用施設ということを申しましたが、それだけではなくて家屋とか公共施設にも被害が防止されるということで【10/10】というような評価にしております。それから、費用対効果につきましては、1.0 以上ということで【30/30】。ため池等を整備するときの費用対効果に関しましては、農水省の方で定められたマニュアルがございまして、それに基づいて費用対効果を算出しますと 1.77 倍という数字にこの地区はなっております。具体的には、総便益を総費用で割った数字が 1.77 倍ということになります。以上、必要性効果を合計しますと【95/100】ということで、A 評価になります。(2)の必要性のところを書いておりますが【95/100】。それから、(3)の実施環境ですけれど、市町及び受益農家の合意形成ということで、先程関係農家の大部分の同意は得られているということ、具体的にこのため池等整備事業を実施する際には各受益の農家から同意書をもらうようになっております。それが今、手続き中ですけれど、そこはおそらく 100%近い同意が得られるものと思っております。一方、有田町の方におきましては、今回、この事業計画を立てる際の費用等につきましては、予算措置がされておまして、実施計画等の策定は有田町が実施しているところでございます。それからもう一つ、受益者の負担能力、先程申しました様に、受益者負担が 1.8%ございますが、これも受益者負担がある場合は国の基準等で所得償還率というのを出します。これが 0.4 以下というような数字になってないといけないんですけれども、この地区の場合には 0.04 という数字になっております。その次の事業推進体制の整備ということでございますが、これは推進協議会が設立されているか否かで評価するのですけれども、こういうような小規模な事業の場

合は、通常推進協議会というものは設立しておりませんので、これは 0 という評価になっております。それから維持管理体制の確保ということで、これは予定管理者、地元の水利組合が管理者になるのですけれども、ここの同意は得られております。それから、関係機関との事前調整、一応、施設の所有者とかとそれから文化財関係の担当であります教育委員会との予備協議が行われております。それから、あと下流の方に里道等がございますので、有田町の里道の管理者である建設課との協議も行われているということでございます。それから関係法令、基準等との整合ということでございますが、これは実施する際にはため池の設計指針という、定められたものがございますけれども、そういうのに基づいたものに適合しているということです。それから、採択要件との適合、先程申しましたように、これは農水省の補助事業で実施するものでございますが、これについては採択基準に適合しているということです。それから経済性・効率性ですが、堤体盛り土に関しましては近傍の土取場から持って来て、これは運搬等行うものでございますが、単価を見ても近傍の類似地区と比べても、大体同じ程度の金額になっております。そういうことで、この(3)につきましては、【90/100】ということで A 評価になっております。総合評価としましては ” ” というので、優先的に事業を実施ということです。定性評価関係ですけど、自然環境保全に関しましては現在希少動物等の存在は確認されておりません。もし施工時に確認された場合には、担当部局と調整を図りながら行っていくということにしております。生活環境対策に関しましては、施工機械の排出ガス対策とか低騒音の機械を使用するというようなことで、建設副産物に関しては適正な処理を行っていくということにしております。コスト縮減は、再生材とか発生土の利用促進、それから施工地の近傍に土取場等を確保しまして、コスト縮減を図るということにしております。説明に関しましては以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。只今のご説明の中で、ため池というのは農業用水の確保の機能だけではなくてですね、大雨だったときの洪水調節の機能もある。ただこれが老朽化して行って、大雨が降ってこれが決壊しますと大きな被害をもたらすということで、今回大規模の改修を行ったということですね。今、初めて聞きましたけれども、幕末くらいに造られたのではないかということは、これは社会インフラの 1 つでもありますけれども、地元の農業の方が補修しながらずっと使い続けているわけですよ。それで、最後の方にご説明がありましたように、文化財としての位置づけもということですか。

(下川農山漁村課長)

通常、公共事業を実施する時に、そこに文化財の包蔵地になっていないかとか、埋蔵文化財がないかというようなのが、事前に協議をします。

(伊藤委員長)

掘削した時に、改めて文化財が出るかどうかという意味合いなのですね。

(下川農山漁村課長)

それで、最初にそういうのが確認をされていなくても、場合もあります今。一応その文化財がある地図というのがございまして、県内。今のところそういうのには該当してないようですが、もし施工中に出てくれば、当然文化財調査を行うようになっております。

(伊藤委員長)

私が質問したあれとはですね、ため池全体が文化財になっている訳ではないのですね。有名なのは四国の満濃池というのはもう本当に文化財の扱いですから、こちらも、もしかすると幕末からということですから、何かあるのかなと思ったんでございますが、いえ結構でございます。

(伊藤委員長)

はい、それでは委員の皆様、ご質問の方をよろしくお願い致します。

(山本委員)

はい、よろしいでしょうか。もしわかったらという質問なのですが、受益者の負担についてです。ここでは農業所得を根拠にされていますので、その総額という話が出てきましたが、実際は個々の方々が負担する際に、どのぐらいの面積の田畑を持っているのかということも、根拠になるのではないかと思います。一方で高齢化も進んでおりますので、受益者の方が負担する場合、どのようにされているのかということも、一般的な話でも結構ですのでよろしいでしょうか。

(下川農山漁村課長)

実際、農家の方の負担というのは、先程 6,400 万円という総事業費になっておりますが、これは先程申しましたように、単年度で行う事業ではございまして、4 年間でやる事業になっております。当然年度によって事業費が多い年、少ない年がございます。各年度に払っていただくようになってきます。例えば初年度に 1,000 万円、例えば平成 31 年度に 1,000 万円事業費があれば、その内の 1.8%が農家の方々の負担額になると。18 万円ですが、1,000 万円ですと、それをその 41 戸で。次の年は、例えば 2,000 万円であればそれに対してということで、それでもし多分おそらく単年度で農家の方々は払っていただけたらと思えますけれども、そこらあたりの負担額はですね、その程度であれば、もしそういうことで単年度で一括で払うのがなければ、例えば金融機関からの借り入れで賄っていただくとか、そういうようなことになっております。だから先程それと同意を徴収するというよう

なことも申し上げておりましたけれども、当然その農家の負担も含めたところで各農家から同意をいただくということになりますので、自分達が負担できないようなお金であれば、そこが同意できないということになりますので、事業すること自体が難しくなりますので。

(山本委員)

質問の仕方が悪かったのかも知れませんが、どのように割り当てるかというその根拠になるところです。先程、農業所得という話が出てきて、その中で関係する方々ということでしたのですが、高齢の方々も対象になるのではないかと思いつつ、分からないこともあるかもしれません。

(下川農山漁村課長)

ちょっと先程、所得償還率というところで話をさせていただいたのですけれども、そこはちょっと直接農家の所得とはちょっとリンクはしていないようなことにはなっています。

(山崎県土整備部長)

コスト代とか。面積割ということを言われているのでは。

(山本委員)

そうです。どのように割り振っているのかということです。

(山口農林水産部副部長)

基本的にはその受益面積が、ここで12.1haございます。その受益面積に応じて、一反当たり10ha当たりいくらずつですよというふうな割り方。ですから、水田農地を多く持つておられる方には多く負担がいくというふうなかたちになります。

(山本委員)

高齢化云々の話と絡めて、必ずしも耕作していないが、多くの面積を持っているから支払わなければいけないというような事情も、出てくるのではないかと思います。

(山口農林水産部副部長)

そうですね。そこら辺は出てくると思います。ただ、これを実施をするというのに、やはり1番ネックになるのはため池の場合は農家負担なんです。有田町の場合は、1.8%の農家負担で済むのですけれども、それが市町によってはこの負担がだいぶ大きいと取り決めをしてある市町もございますので、そういうところはやはり負担しきれないので、もうちょっと改良を先延ばしにしようかというふうな話に改良を躊躇されるということもあります。

(下川農山漁村課長)

ちょっと先程の、所得償還率のところの所得というのがですね、各農家の実際の所得ではなくて、作付されている作物の単価から算定した農家所得、生産、作付面積と単収地区のですね、そういうものから作物の単価があって、それに対する所得率というのも農水省の方から示されておりますので、そういうのから算定した所得額を元に計算した数字にはなりません。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。それに関連致しまして、人口減少に伴って、農業者の生産者人口も恐らく40年先には3割くらい減るだろうと思いますけれども、その時に1人当たりの負担率、負担金というものがかなり大きくなると、先程ここで言われましたように、なかなか工事同意が得られてなくて工事ができない、そういう課題も出てくるのではないかと思います。その場合、最初に申し上げましたように、これはあくまでも農業用の水の確保だけではなくて、防災拠点の1つのインフラであるという位置づけがあるんですね、有田町さんはかなり率が低いようですね、どこかが負担して、できるだけ防災拠点という、そうではないため池もあるはずですから、すみ分けと言うかですね、防災拠点として重要だったら、できるだけ自治体さんの方で負担しながら整備をどんどん進めていただいたらどうかと私は思いますけれども、すみません。委員の皆様、他にございますか。はい、お願いします。

(鳥井委員)

おはようございます。4ページの新規マニュアル評価の評価内容のところ、防災計画の欄のところ、これは【40/40】の評価で、佐賀県は【40/40】ですが2段目の欄の市町村の防災計画書は【30/40】とちょっと下がっています。その下は事業計画、管理計画ということで【20/40】となっています。私のイメージでは住んでいる人だとか、地元の人達が一番そこが危険かどうかということがよく分かっていると思うので、どうして市町村の方は低くて、県の方で水防計画書は【40/40】になるのかなと。先程仰っていました負担率のところでも非常に低くなっていますし、どうしてそういう評価になるのか、そこをお尋ねしたいものです。

(下川農山漁村課長)

恐らく市町村の防災計画に位置付けられていれば、県の防災、この水防計画書にも位置づけがなされていると思います。逆に市町村の防災計画等に位置づけられているけど逆に水防計画に位置付けられていないというのであれば、そこがちょっとだから低くなっているという。【40/40】は、恐らく両方位置づけられているというようなことで【40/40】という評価をしている。

(鳥井委員)

両方というのは。

(下川農山漁村課長)

これですよね。この【40/40】水防計画書。もしこれに位置づけられていなくて、これだけの位置づけであれば【30/40】。

(鳥井委員)

すみません。私の質問が悪いのですが、市町村の防災計画に位置付けられているのが【30/40】、どうして県は【40/40】にあがるのかなという、その質問なのですが。イメージとしては、市町村の方がよりその辺りの区域のところを分かるのではないかと。県は、【40/40】危険区域だというふうに位置づけられていて、市町村の方は【30/40】とか、どうして下がっているのかなと思います。

(下川農山漁村課長)

この水防計画書にあげるこのため池等は市町から一応あがってきた分をあげているというところがあるのですよね。私達が勝手に選んでいるのではなくて、ため池に関していえばですよ、おそらく、仮に市町村の防災水防計画書で県の方にあがってきている分は市町村の防災計画にも位置付けられているのだらうと。なので、もしかしたら、市町村の防災計画に位置付けられてはいるけど、県の水防計画書に位置づけられていないという施設があればですよ、そこは【30/40】という評価。だから、水防計画書にあがっている分は両方位置づけられている。県の水防計画書にも、市町の防災計画書にも位置付けられている。2つとも。

(山口農林水産部副部長)

少し補足しますけれども、ベースはいろんなその警戒をするため池というのが、やはり最も警戒をする、そうでもない、まあまあかなというぐらいにランクが分かれているのですよね。その中で、市町の計画に位置づけられているものが一番ベースの部分にあって、それよりも危険なものが上の、県の水防計画書にも位置づけられているわけです。

(鳥井委員)

分かれているということなのですか。

(山口農林水産部副部長)

危険度が、危険度というか重要度が違ってしまっていて、県の要するにあがっているのは一番危ないといえますか、重要なものが県のものに位置づけられている。

(鳥井委員)

なるほど。

(山崎県土整備部長)

市町の計画の中から、特に影響が大きいものを。重要性が高いものを、その中から県の水防計画書にあげていると。

(鳥井委員)

その市町村も配点で言うと【40/40】であるということなのですね。

(山口農林水産部副部長)

市町のやつにも挙がっています。

(鳥井委員)

市町の評価でも【40/40】だけれども、【40/40】はもう県に挙がっているというイメージなのですね。

(山口農林水産部副部長)

そういうイメージです。

(鳥井委員)

分かりました。そういうことですか。

(農山漁村課藤技術監)

ちょっと補足をさせていただきたいのですが、市町村の防災計画というのは見直し期間が一定期間ありまして、毎年見直しをしないので、まず全体の防災計画を決めて、その中にため池の位置づけをします。水防計画書というものは、県で取りまとめておりますけれども、市町村に照会を掛けまして、そこで危険なため池というものを毎年見直しをかけていきます。ため池がどうしても大雨等で、築造年代が古いので、状態が著しく悪くなった時点で、本来位置づけをしないといけないのですけど、市町村が防災計画を作るのは、例えば5年に1回見直しとかをするので、その時点で挙がっていなければ、評価ができないわけですね。しかし、県の水防計画書は毎年見直しを行いますので、その時点で危険だということであれば、そこに位置づけをして、そして新規評価として加点をして事業実施に結びつけるというところがあります。ですからその見直しのタイミングがちょっと違うというのも1つの配点要因としてはあるのですけれども。

(鳥井委員)

ご説明いただいたら分かるのですが、この数字からすると、県はその事業を進めるために評価しているような感じにちょっとイメージを受けてしまう。ここは、何か変えられないのですかね、何か書き方というか。

(農山漁村課藤技術監)

その危険度合で事業実施の判定をする必要があるのです。

(鳥井委員)

それも十分、ここの辺りの老朽化を見たら分かるのですが、ここの部分だけを見ると、ちょっと。

(伊藤委員長)

私も少し今話を聞いて分かりました。こうしたら、どうでしょうか。最高点だけ書いて、余計なことは書かない。20点、【20/40】とか、【30/40】と、これは反映されないですよ。だから【40/40】の佐賀県の水防計画書の点数だけここにあれば、多分質問をされていなかったと思います。

(鳥井委員)

そうですね。すごくまじめに誠実に書かれていますね。

(下川農山漁村課長)

そうですね。はい。

(山口農林水産副部長)

そこも検討ということで。

(陣内委員)

関連してなのですけれども、一応、現状で、県が危険と思っているため池は何箇所くらいあるのですか。この間の大雨が降って、相当全国的には話題になりましたよね。

(下川農山漁村課長)

はい。8月に、7月の豪雨を受けて、その農水省の方から下流に公共施設とか、人家とかあるようなため池は緊急的に点検をしてくださというような調査がございまして、それでは県内1,300箇所、ちょっと目視なのですが、緊急的に調査したところであります。

(陣内委員)

したところで、結論、結果は。

(下川農山漁村課長)

それで、何らかのその時点で、異常が見られたため池については12箇所程度でありました。

(陣内委員)

聞きたかったのは、新規評価一覧のところにため池検討箇所7箇所と書いてあります。そうすると、県が危険と思っている数字と合うのですかということです。

(農山漁村課藤技術監)

すみません。まず水防上ですね、危険なため池という位置づけは、先程の評価にありました佐賀県の水防計画書の中に位置づけをしておりますけれども、それが大体約380箇所程度ございます。その中で、危険と思われるため池で、どうしてもこれが地元からの申請と、それから受益者の負担がございまして、その合意形成がある程度整った地区がまず事業を実施したいということで挙がってきますので、その数が、今回土俵に上がったのが7箇所ということでございます。

(陣内委員)

だけど、危険と思われるけれども、その地元合意云々の問題で手を付けられていないというところがあるという理解でいいですか。

(農山漁村課藤技術監)

そうですね。どうしてもため池の利用者、それから所有者というのが、地元の水利組合ですとか、生産組合という農業者の集団で所有、もしくは管理をされている施設ですので、その合意形成が整わないと工事費負担も含めましてですね、その合意形成が整わないと事業化に繋がっていかないというところがありますので、行政がもう危険だということで、当然先程伊藤先生からも仰ったように行政が主導すべきではないかという議論ももちろんあるのですけれども、現状の事業化に繋げる形がですね、今、申し上げましたように地元の合意形成がまずどうしても重要になってくるということでございます。

(伊藤委員長)

本当に危険ならばもう合意形成がなくても、皆さん乗り出してすぐ行われると思うのですけれども、そこまでのものは今回なかったということでしょうかね。調査をして。

(農山漁村課藤技術監)

後はですねどうしても危険な状態の場合は、その事業化にできない場合は例えば水位を下げるとかですね、本来ですと 5000 t 溜めるため池でももっと下げて、例えば半分しか溜めないとか、そういった水位を下げた管理を行っていただくような指導はしております。

(伊藤委員長)

よろしいですか。はい、沢山議論いただきましたので、そろそろ次にまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。

それでは続きまして、治山事業ですね。

・治山事業(丸林地区)【森林整備課】

(外尾森林整備課長)

森林整備課長の外尾でございます。治山事業について説明させていただきます。座って説明致します。事業概要でございます。事業地区は基山町の丸林地区というところでございます。事業期間は平成 31 年から平成 32 年度の 2 ヶ年でございます。総事業費が 1 億 4,000 万円。事業の目的でございますが、当地区は基山町小倉の丸林集落上流に位置し、平成 30 年、今年の 7 月の集中豪雨によりまして山腹崩落が発生し、丸林集落まで土石流が流下いたしました。山腹は拡大崩壊の恐れがあり、溪流も溪岸の浸食や不安定土石の堆積により危険な状況でございます。このため、溪間工、これは治山事業という治山ダムでございます。それと山腹工を実施することにより復旧整備を図ることとしております。事業の位置でございます。基山町の役場から北西に約 1.5 km のところでございます。被災状況と復旧計画についてでございますけれども、先程も申しましたように、今年の 7 月の集中豪雨によりまして、このような山腹の崩壊、約 0.1ha の山腹斜面が崩壊致しました。この崩壊した土砂等が豪雨によりまして、溪流を流れだしております。ここの 2 番の溪岸浸食及び不安定土石の堆積状況としておりますけれども、こういった状況で土砂、あと立木がですね、一部溪岸のところにあったものが一緒に流れ出したりしております。こういう状況が溪流の真ん中辺りでありまして、一番下の 3 番が土石等による被災状況ということで、住家が一部損壊しております。こちらの一番溪流の近くでございます住家の方に一部こういった土石とか立木が流れだしたものが被害を与えております。こういった被害がございましたので、国の方に災害関連の緊急に復旧する必要があるということで、治山ダムを 1 基、今年度採択を受けて、要望した結果を受けて現在この施工について準備しているところでございます。続きまして、復旧計画でございますけれども、一番上の溪流の一番上にあります、先程申し上げました山腹、この山腹を復旧するために法面のここの乱れたところを整形いたしまして、植生マットをこの面に全部貼りまして、そして早期緑化を図ることとしております。あと、溪流のこういった不安定な土砂等がまだ堆積いたしておりますので、それを押さえるために治山ダムを 3 つ配置致しまして、ここ全体の溪流の安定を図

ることと致しております。これを行いますことによって、国の方で基準がございまして概ね 2 kmの範囲がこういった施設をすることで守られるということになっておりまして、保全対象と致しましては、こちらの方に丸林集落 38 戸ございます。ここが直接的に守られるということと、町道が丸京線・城戸 1 号線ということで直下に丸京線というものがございまして、あとは町道がこちらの下の方にずっと入っていますけれども、この町道も守られるということで保全対象としてはこういった箇所になります。

続きまして、マニュアル評価に基づく評価の内容をご説明いたします。3 つの視点で評価を行っております。まず位置付けでございます。位置付けとしましては、評価指標として 3 項目設けております。1 つめが施策に関する方針といたしまして、私ども森林・林業関係の長期ビジョンとして、「新しい佐賀の森林（もり）づくりビジョン」というのを設けておりますが、その中に治山事業を環境を育む森づくりということで位置付けております。ここについては 10 ポイントあげております。2 点目の山地災害発生等の危険度でございますけれども、こちらでは山腹崩壊・土石流がすでに発生しておりまして、災害発生の恐れが非常に高いということで 50 点をあげさせていただいております。3 つ目の防災点検でございますけれども、保安林及び山地災害危険地区であり、保全人家戸数 38 戸。ここで皆様方にお詫びでございます。すでにお配りしている資料の中には 33 という数字を間違っただけでございます。その数字を 38 と修正をお願いいたします。ということで保全人家戸数は 10 戸以上でございますので、40 点をあげさせていただいてまして、3 つの項目の点数を合計しますと 100 点ということで A 評価といたしております。

続きまして、必要性・効果についてでございますが、費用対効果を合わせまして 4 つの項目で評価を行っております。まず費用対効果でございます。B/C は 24.32 と評価いたしております。治山事業の費用対効果の考え方、国の基準に基づき評価をいたしておりますけれども、総便益 (B) につきましては治山事業によりもたらされる総便益額を約 29 億としております。その内訳としましては災害防止便益としまして山腹崩壊や土石流による想定被害額をもとに評価ということで、具体的には先程申しました保全対象となる人家の 38 戸、それと町道が 2 路線ございまして、延長を 1,200m、それを評価致しております。

続きまして総費用の C でございます。治山事業に要する総費用と致しまして約 1 億 2 千万円。内訳としましては、これは事業費をあげておりますけれども、社会的割引率を 4% としまして、現在価値化した評価額としております。これにつきましては総便益の方も割引率 4% を充てております。費用便益比でございますけれども、総便益と総費用、評価期間は総便益の評価期間を整備期間の 2 年間と耐用年数 50 年、合計 52 年間で評価を致しているところでございます。それで費用対効果が 2 以上ということで 60 点をあげております。

続きまして災害の発生履歴でございます。過去に落石、あるいは今年の土砂流出等がっておりますので、履歴としては 10 点をあげております。あと危険度の判定でございますが、溪流の渓床勾配、平均で 39% ございますので、30% 以上の 20 点をあげております。

あと、福祉・公共施設等の有無でございます。被害想定区域内に公共施設、先ほど町道

丸京線直下でございますけども、あともう1つは町道の城戸1号線がございます。すみません記入漏れでございますが、2つの町道がございますので、福祉・公共施設がある10点をあげさせていただいております。以上4点を合計いたしまして必要性効果を100点ということでA評価とさせていただいております。

続きまして実施環境についてでございますが、2つの項目で評価をいたしております。周辺住民の合意といたしましては地元からの要望ということで、先ほど申しました集落内の38戸の方からの強い要望がございますので、60点をあげさせていただいております。あと市町の取り組み状況でございますけれども、基山町は事業にも積極的であるということで、地元説明会、用地交渉などの地元説明を行っていただいておりますし、実施に向けて積極的に働きかけをしていただいているということがございまして、「積極的である」の40点をあげさせていただいております。この2つを合わせまして実施環境を100点とさせていただいております。先ほどの「位置付け」「必要性・効果」「実施環境」すべて100点と評価しております、総合評価を” ”優先的に事業実施としているところでございます。定性評価関係でございますけども、自然環境保全と致しましては、この治山事業というのは森林の持つ水源かん養機能ですとか土砂流出防止機能等の公益的機能が維持されるものであります。あと工法の決定に当たっても、森林環境の保全や負荷の低減に配慮することといたしております。生活環境対策と致しましては、機械の選定では排出ガス対策ですとか低騒音、低振動型の建設機械を使用することですとか、再生クラッシャーラン、リサイクル材を使用することで資源の有効活用を図ることとしております。コスト縮減策としましては砕石を再生材を使用、治山ダムの袖の方にブロック積み等で間詰めというのを行いますけども、そういった利用においては現地で発生する石材等を使用、可能な場合は積極的に使用するというので取り組むことといたしております。以上で説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。委員の皆様、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(中村委員)

ご質問をさせていただきます。この治山事業なんですけれども、事業費の負担の割合というそういうのがあって、というのが佐賀県民は1人あたり森林環境税というのを500円ずつ払っているのですけれども、そういう税金はこういう治山事業にも生かされているのかなというのをちょっと。

(外尾森林整備課長)

これは公共事業でございまして、国への補助申請を行って、採択を受ければ事業が出来

るという制度でございまして、国が1/2、県が1/2、当然受益を受けられる方は負担はございません。森林環境税はまた別の目的で特別財源でいただいております。

(伊藤委員長)

他にございますか。

(伊藤委員長)

技術的なことを1つよろしいですか、ここは谷筋としてもそんなに深くない、面積としてもそんなに大きくない谷筋だと思うのですね、より両側が見えている谷筋だと思うのですね、河川だと思うのですけれども、それが大きいですよ。他の工法いわゆるダムではない。他の工法はなかったですかね。面積がちょっとわかりませんが、いわゆる法面をですね、谷筋をなくして。

(外尾森林整備課長)

基本的に治山事業といいますのは、こういった山の斜面が崩れた場合に行いますのが山腹工というのが1つございます。あとこちらが通常は水が流れている谷地形のところ。

(伊藤委員長)

わかりました。

(鳥井委員)

すみません。11ページで総便益のとなのですけど。耐用年数50年とかいてあるのですけれども、これはあくまで工事に対しての50年ということですよ、また集中豪雨があったなら、上の方にまだあるのでまたそこが土砂が流れてくるという、あくまでもこの工事に対して50年間対応するというので捕らえていいのでしょうか。

(外尾森林整備課長)

2年前同じような質問をいただいたというのを聞いておりますけども、ここをこの施設を入れることで、基本的には50年というのはコンクリートの耐用年数を標準にしないでというふうな国の決まりでございまして。こちらに出ている施設が50年間構造物としては持ちますよと。50年間経過することで、こちらの間にありますこちら辺りが全部渓流としては安定すると、これを全体をすることで50年間は基本的にはこちらの保全対象としているところは守られるということになります。そういうことで耐用年数はあくまでもこれはコンクリートの耐用年数です。

(鳥井委員)

24.32 という数字が高くて、それでこれ 50 年というのはコンクリートしただけでいいのかなという。

(外尾森林整備課長)

先ほども申したとおり、こちらの谷の下の方に集落がございます。38 戸もございまして、こちらの家屋の保全とか家庭用品、電気製品とかそういうのも評価の対象にするのですが、1 戸あたりにいくらという計算法がございまして、38 戸の集落は守られるので、結局総便益としては上がることになります。

(鳥井委員)

わかりました。

(伊藤委員長)

どうでしょうか、他になければ。はい、お願いします。

(油布委員)

10 ページの黄色に囲まれた部分、そこを治山工事をすることによって守られるという図面があったのですが、この上の右側の地図だけじゃなくて写真の方を見たときに、黄色の囲まれたところにも住宅があるので、そこは入らないのですか。

(外尾森林整備課長)

この住宅は、こちらの平面図でいいますとこちらになるかと思えます。先ほども申したように、ここの溪流を流れ出した土石流がもし流れ出したとしましたらば、これを施設を入れないことによって、こういった流れができると思うのです。そういった場合に、ここに尾根がございまして、山がありまして、ここの溪流から流れ出したのは、基本的にはこっちまで及ばないだろうということで、保全の対象区域としては入れられないことになります。こちら側に谷がございまして、もう 1 つ今回ご説明したところ以外に同じように被災を受けたところがございまして、そういったところは同じように流れ出して、ここは保全する対象地として今回治山ダムを入れることにしておりますけれども、そういったことで土石流がどこまで被害が及ぼすであろうかというのを想定いたしまして、その範囲内での保全対象ということでカウントいたしております。

(油布委員)

わかりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

よろしいでしょうか。そろそろ次に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

・道路整備交付金事業 主要地方道相知山内線(茅場工区)【道路課】

(伊藤委員長)

続きまして道路課さんの方です。

(平尾道路課長)

あらためまして道路課長平尾でございます。よろしくお願い致します。今回は道路整備交付金事業ということで、相知山内線の茅場工区を挙げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

まず事業概要でございますけれども、主要地方道の相知山内線茅場工区ということで、場所は武雄市山内町三間坂になります。事業期間と致しましては平成31年から35年度までの5年間で予定しているところでございます。総事業費につきましては10億3,400万円で、今のところ予定をしているところでございます。事業の目的でございますけれども、この路線につきましては唐津市と武雄市を結びます幹線道路でございます。また、当地区におきましては武雄市立山内東小学校の通学路に指定をされているものの、歩道がないことから大変危険な状態となっている状況でございます。平成24年度に行いました道路管理者・警察・PTA・学校関係者からなります通学路の緊急合同点検におきまして、要対策箇所ということで位置付けもなされております。また、平成29年1月には踏切道改良促進法の改良を実施すべき踏み切りにも指定をされているというような状況でございます。こうしたことから早期に対策が必要な状況であるというふうに我々が考えているところでございます。このため、茅場踏切の改良を含めました交差点の改良、また、自転車・歩行者道を設置いたしまして、安心・安全な自転車・歩行者空間の整備と併せまして車両通行の安全性向上を図ることを目的としているところでございます。

概要でございます。図面の方、位置につきましては左の方に旗揚げしておりますけれども図面の上の方から相知山内線が入ってきております。また、東西方向につきましては嬉野山内線、波佐見山内線というものが県道として入っております。縦方向に市道の茅場津々寄良線というものが入っているというようなところでございます。右側の平面図、現在の状況を見ていただきますと交差点と平行しまして、すぐ横に踏切が近接をしているというような状況でございます。こういったことから事故等の原因ともなっているような状況でございます。事業区間といたしましては延長が約280mということで、事業の内容といたしましては歩道の未整備区間の解消、また踏切交差点の改良、その踏切の中には歩道の設置も行います。また現状、交差点の角度も非常に悪いような状況でございますので、鋭角な交差点の是正も行っていきたいというふうにも考えております。現場の状況を見ま

すと踏切を渡ってすぐ目の前に交差点がございますので、図面の方、北の方から交差点内に入ってくる車両につきましては踏切の鉄道等の状況も確認をしなければいけない、また交差点の中に入るためには車両の確認もしなければいけないというようなことでございますので、鉄道の踏切と交差点を一定程度離すことによりまして、ドライバーも安全確認を一定程度できるような状況になるというようなことで、現場の方の計画を行っているようなところでございます。現状の写真でございます。今お話ししましたように通学時の状況でございますけれども、子供たち、歩道がないところの踏切を渡っているような状況でございます。そこに平行しましてトラックであったり通勤車両等が輻輳して走っているというような状況でございます。踏切を渡るとすぐ交差点がございますけれども、歩道がないというようなことで、子供たちが今度交差点を渡るためのたまり場もないというような状況でございます。踏み切りを渡って横断歩道を連続して渡りながらというようなことで、左図を見ていただきますと、左の方には交通の誘導員等も立ちながら、通学時の子供達の安全確保に務めているというような状況でございます。また下の右側の部分につきましては、踏切の北側の部分ですけども、先ほども申したように現場の状況では歩道がないというようなことで、自転車の通学、子供達の通行等につきましても車と非常に近接していて危険な状況となっているような状況でございます。また先ほど言いましたように上の写真の右側でいきますと、踏み切りを渡った車両が交差点の中に入れずに、踏切の中で確認をしているというふうになっておりますので、そういったことから慌てて今度、踏切の遮断機が下り始めるとなると、交差点内に慌てて進入したりというようなことで事故等も起きているような状況でございます。こうしたことから今回、交差点の改良、踏切改良併せて歩道設置を行うというようなことで計画をしているところでございます。新規評価マニュアルに基づきます評価でございますけれども、道路につきましては広域道路、生活関連、維持管理というようなことで3つの項目に分けておりますけれども、今回は整備系の中の生活関連道路ということ、また、事業面につきましては交通安全事業の歩道設置ということで評価を行っているところでございます。まず位置付けでございますけれども、県の道路の施策と致しまして、3つの柱「幹線道路ネットワークの整備」「暮らしに身近な道路整備」「道路防災の推進」ということで現在重点的に進めているところでございますけれども、今回の部分については暮らしに身近な道路の整備ということで位置づけられているということで10ポイントあげているところです。

続きまして点検計画でございますけれども、先ほど申しましたように山内東小学校の通学路に指定をされている。また、通学路の緊急合同点検においても要対策箇所になっているというようなことから50ポイント。続きまして有田と国道498号・203号を結ぶ道路にも位置づけられているというようなことございまして20ポイント。合わせまして80ポイントということで【80/100】ということで位置づけの方は評価をしているところでございます。

続きまして必要性効果でございますけれども、100ポイントのうちの90ポイント評価を

しているところでございます。まず交通量でございますけれども、自転車・歩行者の数、日あたり 241 人台と書いておりますけれども、内訳といたしまして歩行者が 173 人、自転車が 68 台というような状況でございます。そうしたことからポイント的には【60/60】ということで 60 ポイントあげさせていただいております。交通事故の状況でございますけれども、平成 26 年から 28 年の 3 ヶ年で交差点部で 6 件の事故が起きているというような状況でございますので、この 6 件の事故というようなことで右側の方【10/20】ということであげさせております。また、現場の方の歩道の状況等は先ほど写真でも見ていただきましたように歩道がないような状況でございますので【20/20】ということで【90/100】ということで評価をしているところでございます。

続きまして、実施環境でございますけれども、地元の状況でございます。まず平成 24 年の緊急合同点検、こちらについては PTA、学校関係者ということで、地元の方々も点検をされた結果によって要対策箇所に位置づけされていると、また山内町のこの部分、鳥海の区長様の方からも要望書が出ております。地元の企業の大型車両が非常に通っているというようなこと、また通勤車両も多いというようなこと、それと先ほどの写真でお見せいたしましたように歩行者等の危険な状況というようなことで、ぜひ歩道設置等の改良の要望が挙がっているというような状況でございますので、そういう点から計画に対しては協力的であるというようなことで 40 ポイントをあげさせていただいております。また集落施設、沿道土地利用等の状況でございますけれども、先ほどの東西線路と並行して走る路線につきましてはバスの路線となっております、丁度交差点のところに茅場のバス停がございます。また近くには茅場下公民館であったり、山内東小学校があるというようなことで、沿道施設が 3 箇所以上は存在いたしておりますので 40 ポイントあげているところでございます。そういったことから位置付けにつきましては 80 ポイント以上あったということで A、必要性・効果についても A、実施環境についても A ということで総合評価としましては優先的に事業を実施するというようなことで判断をしているところでございます。

続きまして、定性評価の部分につきましては自然環境保全ということで、極力現道を利用いたしました法線といたしまして、自然環境保全に配慮することとしております。また生活環境の対策といたしましては現場の方での工事を行う際は排ガス対策型の機械を使用するというようなこと。また建設副産物の適正処理、再生材を利用するなどリサイクルについても配慮することとしております。コスト縮減策といたしましては再生材の有効利用であったりコンクリート二次製品の活用等をしっかり行いながら、コスト縮減に努めていきたいというふうに考えております。以上、ご説明でございました。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。

私のほうから 1 つお聞きしたいことがあるのですが、(2) 番の必要性・効果ですね。交通量で、自転車・歩行者のご説明がありましたけれども、これは自動車という評価項目は

なかったのですか。

(平尾道路課課長)

今回、歩道の設置ということで評価をしておりますので、今回は歩行者の数で評価をしているところでございます。

(鳥井委員)

すみません、それに関連してなのですけども、交通事故 6 件と書いてありますけど、ちょっとショックで、6 人もの子供さんが巻き込まれてしまったのかなと悲しくなってしまう。それはあとにして、すみません。ここが【10/20】になっていて、これは 4 件から 6 件以下だから【10/20】になっていると思うのですね。この評価というか例えば 240 人だと割合でその評価というのは、これはどういう割合、割合で評価はできないのですか。

(平尾道路課課長)

割合ということではなくて、あくまで括弧でかいてある、3ヶ年の件数ということ、3ヶ年でどれだけ。

(鳥井委員)

そうなのですね、それでいいのかなとちょっと思ったので。

(平尾道路課課長)

今、鳥井委員の方からお話ございましたけれども、この 6 件というのがですね、子供達というよりも先ほちょっと、子供達のほうは多分確かにドライバーが非常に気を使いながら、注意をしながら通っているのではないかなと、逆にそのことによって車対車の事故が起きている。車対車でも、結局 6 件のうち全てドライバーの方の人身事故になっていて、単なる対物といえますか、接触だけではなくて人身事故の件数として今 6 件となっております。車対車では、物損だけで済んだ数についてはデータが取れなかったもので、あくまで今のところ車対車の中のなおかつ人身事故扱いになった部分について 6 件あったということであげさせていただいているところでございます。やはり先ほども言いましたように踏切を渡って交差点の中に入る。また交差点の中から踏切ということになると、どうしてもドライバーの注意や判断が疎かになって追突事故等が起きているような状況でございます。

(鳥井委員)

240 人なのですけども、このうちに 6 件というのはやはり多いほうになるのでしょうか

か。

(平尾道路課長)

先程も言いましたように歩行者の数が 241 人、先ほどの伊藤先生の方から「通行車両は？」と言われるので 6 件というのはあくまで車対車なのでですね。ちょっとその部分で歩行者の数に対しての車の事故という部分についてちょっと多い少ないというような数値を持ち合わせてございませんので、何ともいえないのですけれども、確かに交差点だけの数でいきますと、感覚的なことで申し訳ないのですが、交差点の数としては 3 ヶ年では多分県の中の平均よりも多い事故の数になっているというふうには思います。

(鳥井委員)

二重にあがってもいいのか、逆に評価割、割合みたいなものにできないのかと思いついて、件数だけになってしまうと評価しにくいですね。

(伊藤委員長)

交差点の道路点検を変えたり歩道をつけたりですね、信号機設置したりいろいろ事故を減らす方向で皆さん一生懸命頑張られていると思いますので、今、感覚的におっしゃいましたけど、何かデータをとられて、本当に危険なランク付けするわけではないのですが、ある程度統計を取ってそういうのを抽出されると、評価尺度が少し変わってくるかもしれないですね。

(平尾道路課長)

そうですね。今現在、道路のほうで行っておりますのが、現在県内のいろんな幹線道路の中で、交差点の中で青の四角囲みをしている部分が皆様方県内車を走らせられていてお見かけするのではないかと思いますけど、ああいった部分についてはある一定程度 3 ヶ年くらいでの交通事故の件数が何件以上、年間 2 以上起きているような交差点を四角囲みをしているというような状況でございますので、ちょっとデータの的に持ち合わせてなかったのですけれども、そういったことが 2 件以上の交差点は青囲みでというようなことで、我々としてもやはりそういった交差点については何らかの安全対策をするべきというようなことで、青囲み等も行っていますけれども当然そういったことからするとこの交差点についても年間 6 件ということで、3 で割りますと年間 2 件は起きていますので、そういった交差点の位置付けにはなるかと思っております。

(伊藤委員長)

機会がありましたらそんな情報を委員会でご報告いただけると助かります。

他に、委員の方ございませんでしょうか。無いようでしたら次に移りたいと思います。

・砂防整備交付金事業（通常砂防事業）二級河川田野新田川水系 新田第一溪流

【河川砂防課】

（伊藤委員長）

次は最後のご報告となります。河川砂防課です。

（横尾河川砂防課長）

河川砂防課長の横尾と申します。私の方から砂防整備交付金事業の通常砂防事業についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事業の概要でございますが、地区が唐津市の肥前町の田野地区となります。二級河川田野新田川水系の新田第一溪流というところになります。事業期間が平成 31 年度から 35 年度までということで、総事業費が 1 億 1,600 万円となっております。事業の目的でございますが、新田第一溪流は溪流の荒廃が見られるということで、近年頻発している集中豪雨等によりまして土砂災害の危険性があるということでございます。保全家屋 29 戸、それと唐津市の避難所ということで指定されております肥前町の福祉センターですとか老人憩の家、田野小学校、地区の公民館および市道を含む土石流危険溪流に対して、対策を行うものでございます。砂防施設の整備を行いまして、土砂災害から住民の生命や財産を守るということを目的としているところでございます。

事業の概要でございますが、重力式コンクリートの砂防堰堤 1 基、また下流への取り付けということで溪流保全工 60m を計画しております。平面図の方をごらんいただきますと、土砂災害が発生した際に影響がある範囲ということで土石流の氾濫区域を黄色の薄い色で示しております。赤色で着色している区間が土石流の力が特に大きい範囲ということで、危険性が高い範囲となります。保全対象は濃い黄色で着色しているのが保全家屋 29 戸になります。紫色が田野小学校ですとか福祉センターなどの公共施設等の 4 施設でございます。茶色は市道でございます。水色が田野新田川とその溪流になります新田第一溪流でございます。田野小学校から左手が北になりまして、右手が南になりますが、田野小学校から北東に約 300m 上流の方の溪流に赤色で着色しております砂防堰堤を設置するという計画でございます。マニュアルの評価の分でございますが、位置づけでございます。県土整備部の基本方針に土砂災害対策の推進ということで位置づけられておりますので 10 点の評価をしております。また防災の点検箇所ということで土石流の危険溪流でありまして、保全家屋が 5 戸以上ということ、また公共施設があるということで 50 点の評価をしております。避難実績につきましては今年の 7 月の豪雨で唐津市全域で避難指示が発令されているということで 40 点の評価をして、合計 100 点の評価で A 評価をしているところでございます。

必要性・効果でございます。費用対効果が 2.0 以上の 34.5 ということで 60 点の評価をしております。費用対効果の考え方でございますが、総便益と致しまして砂防事業によりもたらされる総便益額ということで、内訳の一般資産被害ですとか公共土木施設被害、人身被害等々出しまして総便益を出しております。また総費用と致しまして砂防施設整備お

よび維持管理に関する総費用ということで算出しております。費用便益比という形で総便益を総費用で割りまして 34.5 ということで 60 点の評価をしているところでございます。土砂災害の発生回数でございますが、近傍で過去の被害実績がないということで 0 点の評価でございます。危険度判定につきましては流出する土砂を現砂防施設で止める割合ということでしております。現在、砂防施設等はないということで 50%未満となりますので 10 点の評価しております。危険度判定につきましては渓流面での土砂の荒れ具合ということで評価しております。流域内での荒廃状態につきましては 10%未満、面積的には 1.6%程度の荒廃具合ということで 10%未満となっておりますので 0 点の評価となっております。福祉・公共施設の有無につきましては、先ほどもご説明したように福祉・公共施設があるということで 10 点の評価でございます。合計をいたしまして、80 点の評価ということで必要性効果は A 評価というところで評価をさせていただいております。実施環境につきましては地元からの要望があるということでの 60 点。それと市町の取り組み状況という形では積極的な体制があるということで 40 で合計 100 点の評価で A 評価というところで評価をしているところでございます。以上、位置付け「A」、必要性効果「A」、実施環境「A」ということで、総合評価を ” ” 優先的に事業を実施ということで判断をさせていただいております。定性評価につきましては、自然環境保全につきましては地形の改変が最小となるような施設の配置計画を行いまして、自然環境・景観に配慮しております。生活環境対策につきましては工事实施にあたりましては、排ガス対策等の機械を使用し、大気汚染に配慮する。また工事にかかる騒音・振動につきましては地元住民の意見を聞きながら、生活環境に配慮して工事を実施するというようにしております。最後にコスト縮減策でございますが、発生土砂の現場内利用ですとか他工事への流用などを行いまして、発生土砂の有効活用を図るということ、また再生材の利用促進などをもってコスト縮減に努めていくということにしております。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。本日は 2 つ前の治山事業と同じく治山ダムというような事業でございました。今回は砂防ダムということですが、単純な質問ですけど、河川に指定されている場合が今回のように河川の砂防ダムで、先ほどの治山は河川の指定がないから同じ溪流でもそういう理解でよろしいですか。

(横尾河川砂防課長)

それぞれの事業の目的がございまして、砂防事業につきましては土石流等から住民の生命・財産を守るということで溪流から土砂流出・流木の抑制を図るということでございます。治山事業につきましては森林保安林等の維持造成を通じて山地災害から下流を守るということで、保全をする目的の部分が若干ちょっと違っているかというところでございますが、基本的にははっきりと線が引かれていないものですから、ここは治山事業と砂防事

業が連絡調整を行いながら、どちらでこういった対応をやるのかというところを調整しているというところでございます。

(伊藤委員長)

その場合にですね、丁度、今回同時に1日の間に両方のご説明がありましたので、評価基準も対比して見ていたところですね。少しだけ変わっているのですね。例えば今ご説明にあった中で避難勧告の実績があるかないかというのは、治山の方では入っていなかったのですけれども、これは評価基準が違っているところは何か理由があるのですか。

(山崎県土整備部長)

砂防というのは、先ほども言いましたように下流の生命・財産を守ることでもありますので、土石流とかが発生したときにやはり避難とかソフト対策に取り組んでいるところもあるので、そういうものがあるかもしれないところを項目に入れて、治山につきましては、やはり森林を保全するというので、山を守ること、いかに災害とかに強くするというところもあるので、基本的に溪流の下に今回は人家がかなり多かったのですが、そういうところだけではなくて保護していくということになりますので、そこで評価基準に入っていないというふうな状況ということですね。

(伊藤委員長)

はい、わかりました。どうぞ。

(陣内委員)

少し無茶苦茶なことを言うのかもしれませんが、この避難勧告は唐津市全域で出たものを適用ですか。

(横尾河川砂防課長)

今回は唐津市全域で出されておりますが、今回、肥前町でも当然避難対象者といいますか、指定避難所への避難という形での避難指示が出ているということで、この市町によって発令の状況が違うというのは現実的に評価があるかとは。

(陣内委員)

唐津市全体に出たものをここで適用されるというのはなんか釈然としないのですよ。どちらかというと松浦川水系の問題が大きかったのでしょうか。

(横尾河川砂防課長)

一概にはちょっとあれなのですが、基本的には山地部で雨が多かったりとか、

今回の雨というのも脊振山系とか含めて県内の多くのところで雨が降っておりますので、特にこのあたりが降雨が少なかったという状況ではございません。そこは判断としてはやはり唐津市全域での危険性を踏まえて全域での避難指示が出されたのかなというふうに。

(陣内委員)

そういう説明をされるなら、佐賀市だってほとんど出たのでしょうか。だからもうちょっとこの地域でスポットを当てたような説明をしていかないと、唐津市で出ましたからねと言われても何か釈然としないんですよね。

(横尾河川砂防課長)

そうですね。評価に当たりまして我々も当然この地区がどうだったかという視点で評価すべきということは当然考えているところでございますが、避難勧告の実績となりますと全域で出されたものしかかたち上ないものですから。ちょっと日を重ねていかないと。

(陣内委員)

もう少しこの中身を見直すことも。

(横尾河川砂防課長)

検討させていただきたいと思います。

(猪八重委員)

避難勧告が出たときというのは、指定避難所は小学校とかこの場所になるのですか。公民館とか図書館とかありますよね。

(横尾河川砂防課長)

近隣でいうとそういったところになったり。

(猪八重委員)

でもそこはもう危険な地域に含まれているということで。ここに逃げて本当に安全なのか。

(横尾河川砂防課長)

対策をすると、危険性は当然低くなるというかたちになるかと思えますし、場所によってはその場所が危険性があるという判断であれば近隣の別の避難所に避難するとか、そこからあたりはやはり現場、現場での判断というのが当然出てくるかと思えますが、この地区での避難はこういう形で市の方で指定されているというところでございます。

(伊藤委員長)

いかがでしょうか。

(中村委員)

23 ページの上の左のところなのですが、維持管理費が、定期的なメンテナンスを要しないためゼロというふうになっているのですが、それは砂防ダムの造りからして、そういうことになっているということでしょうか。

(横尾河川砂防課長)

そうですね通常、道路の舗装ですとかちょっと傷んだら補修したりだとかという視点でいくと砂防堰堤を作って、作ったら一定期間は、当然、状況の確認等々はしますが、通常 50 年の標準の期間は特に維持管理費は必要ではないという判断で評価させていただいております。ただ、何かあった場合には当然対策はやりますので、その異常の有る無しについては日常の管理の中で確認をしながらということになります。

(伊藤委員長)

ちょっとだけ意地悪なことを申し上げます。透過型で真ん中の透過の部分の構成部材に無塗装というわけではないでしょう。多分ステンレスでなければ、塗装がありますよね。塗装の耐用年数は 50 年絶対ありませんよね。今、維持管理ですと 20 か 25 年にたぶん何かが発生するかと。すみません。そこらへん次回からご検討ください。

(横尾河川砂防課長)

そうですね。はい。

(伊藤委員長)

他に何か、ご発言ございませんか。まだ少しだけ時間がございますので。

はい、では本日は非常に活発にご議論をいただきました。それでは事務局のほうに戻したいとおもいます。

4 . 閉会

(事務局)

伊藤委員長におかれましては議事の進行、また委員の皆様におかれましては活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

それでは最後に事務局から今後の予定について連絡をさせていただきます。事前にご連絡をさせていただいておりますが、今年度の再評価対象地区の現地調査を 12 月 20 日(木)に予定しておりますので、よろしくお願いを致します。また、その後来年 1 月

以降に再評価対象地区の諮問を予定しております。日程の調整につきましては、あらためて事務局より連絡をさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、これをもちまして平成 30 年度第 2 回公共事業評価監視委員会を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。